

Info
3

6月1日～30日は土砂災害防止月間 土砂災害に備えましょう

6月から10月の間は、前線や台風などの影響により雨量が増えるため、土砂災害や河川の増水による、洪水・冠水が発生しやすい時期です。こうした天災による被害を最小限に抑えるためには正しい知識を身に付け、日頃から準備することが大切です。

問い合わせ 建設課管理係 (☎35-0902)



▲昨年9月の台風15号で発生した土砂崩れ

■土砂災害から身を守るために

日頃から土砂災害に対する防災知識を持つことが大切です。「土砂災害がどこで、どのように起こるか」を理解し、非常時に備えましょう。また、自分の暮らす家が土砂災害危険箇所^①に該当するかあらかじめ調べておきましょう。

土砂災害(特別)警戒区域は静岡県砂防課ホームページの静岡県の土砂災害情報マップ、きくのんマップや市から配布されている防災ハザードマップで確認しておきましょう。



▲市の防災ハザードマップ

■土砂災害110番」を活用しましょう

「土砂災害110番」は、住民と行政との情報共有を行い、早急かつ適切な対応を実施することを目的に設置した土砂災害の相談窓口です。

皆さんからの平常時の問い合わせや、災害時の前兆現象・災害情報の通報を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

菊川市 建設課 (☎0537-35-0902)

袋井土木事務所 (☎0538-42-3216)

Info
4

「罹災証明書」「被災証明書」の発行 写真で被害の記録を保存

災害で住まいが被害を受けた時は、片付けや修理の前に、まずは家の被害状況を写真に撮って保存しましょう。市から罹災証明書や被災証明書を取得して支援を受ける時や、保険会社に損害保険を請求するなどに役立ちます。被害写真を撮影するときのポイントを紹介します。

問い合わせ 税務課資産税係 (☎35-0913)



■被害状況の記録を忘れずに

「罹災証明書」と「被災証明書」の申請には、被災状況がわかる「全体」と「詳細」の記録(写真撮影)をお願いします。被災状況の記録は損害保険などの請求にも必要になる場合があります。

※申請の前に、必要とする各関係機関へ確認ください。
※被災状況がわかる写真などの提出がない場合、証明書を発行できない場合があります。

Point

- ・カメラやスマートフォンで、なるべく四方向から撮影する。
- ・被害の大きさがわかるように、メジャーなどをあてて、全体の様子がわかる引いた写真と、目盛りが読み取れるように寄った写真の2種類を撮る。
- ・写真に撮影日時^②の記録を残しておく。
- ・被害状況がわかるよう、被害箇所のクローズアップ写真や指さし確認による写真を撮影する。



▲寄った写真の例

■対象

- ・罹災証明書:住家
- ・被災証明書:空き家、納屋および倉庫などの非住家建物、カーポートや自動車など工作物および動産、所有するアパートの被災など

■申請期限

災害発生日から6カ月以内

■申請方法

- ・税務課資産税係の窓口へ申請書と写真などの関係資料を提出する
- ・マイナポータルから電子申請を行う(新たに追加されました)

■持ち物

身分証明書、被災状況の確認できる写真、建物図面など間取りがわかるもの(提出可能な場合)、修理費用のわかる請求書、見積書など
※代理人の場合は、委任状および代理人の身分証明書